

目に障害を持つ方々への助成について

藤倉 宗義議員

・質問 次の点について伺いたい。

敬老マツサージサービス業が、今年度から廃止になったが、復活する考えはないか。

駅舎改築等の環境の変化について、障害を持つ方に対して利用説明会を実施する考えはないか。

朗読ボランティアの皆さんによる声の広報や議会だよりのテープに市長自身の声を吹き込んでどうか。

・答弁 (市民福祉部長)

敬老マツサージサービス業は、昭和五十四年度から七十歳以上の方を対象に実施してきた事業であるが、利用率

が年々低下していること、サービスを提供する事業所が年々減ってきていること等から事務事業の見直しのなかで今年度から事業廃止に至ったものである。

この制度を復活させることは、現状ではなかなか困難であるため、別の方法での支援を今後検討していきたい。

羽生駅舎は、本年秋に竣工し供用を開始する予定になっており、エレベーターやエスカレーター、点字ブロックなどの設備をはじめ、車椅子で

も切符の購入が容易にできるなど、高齢者や障害を持つ方が快適に利用できるよう配慮したものになっている。

提案の利用説明会については、羽生駅舎のオープン前までは、関係団体と調整のうえ実施することとし、その他の施設や道路改修などについても、今後状況に応じて判断していきたい。

声の広報は、羽生朗読ボランティアの協力により昭和五十三年にスタートして以来、二十五年間にわたって続けら

れている。視覚障害のある方は、外出もままならないことから、市長の声を聞く機会はありませんかと思われ、関係団体と調整を図りながら、早い時期に実現できるように検討していきたい。

その他の質問

・健康寿命を延ばす政策について
・広域行政について
・水郷公園、農林公園の改善について

通学区区域制度の弾力的運用について

齋藤 隆議員

・質問 小・中学校の通学区の弾力的運用について見解を伺いたい。

また、将来の通学区区域や学校選択の自由化に向けた議論を行う審議会を設置する考えはないか伺いたい。

・答弁 (教育次長)

現在の通学区は、小・中

学校再編に伴い、昭和五十三年に定めたものであり、学校までの通学距離、安全の確保、学校と地域のかかわり、保護者や地域の方々の理解などを検討し、羽生市立小・中学校通学区規則を制定し運用しているところである。



通学する子どもたち(手子林小学校)

は、指定通学区区域への通学が原則となるが、例外として、留守家庭で放課後を祖父母宅等で過ごす場合、年度途中に転居した場合、身体的・精神的

理由による場合、家庭の事情により住民票の異動ができない場合は、指定通学区区域への通学、いわゆる指定外就学を認めているところであり、今後弾力的に運用していく考えである。

平成十五年度の指定外就学の状況は、新たに指定学校外に通学している件数が八十八件、前年度から継続して指定学校外へ通学している件数が二十六件、合計百十四件である。

また、現在の通学区は、

その他の質問

・文化・芸術の地域振興施策について
・学校評価制度の確立について